

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法による療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長が平成30年12月10日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年8月5日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件についてこれをみると、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、令和元年8月6日であるから、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して2か月目に当たる日である同年10月6日までとなるが、請求期間の満了日（2か月目に当たる日）が土曜日、日曜日、その他祝日等の閉庁日に当たるとときは、請求期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であることから、本件再審査請求の請求期間の満了日は、同月7日となる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に宛てて郵便により発信したのは、同月10日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後

にされたものである。

なお、審査官の決定書の謄本を受け取った日について、請求人は、令和元年1月13日当審査会受付の「労働局からは」から始まる書面（以下「本件書面」という。）において、「労働局からは8月9日に不在届がポストに届き、8月10日に取りに行き、8月12日に中身を確認しました。」と述べているが、上記のとおり、決定書の謄本は、令和元年8月6日に請求人の住所地に配達されており、この点を覆すに足りる客観的証拠はない。そうすると、決定書の謄本は、令和元年8月6日に社会通念上了知し得る状態に置かれ、請求人に到達したものと認められる。したがって、この点についての請求人の主張は理由がない。

2 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

3 そこで、本件についてこれをみるに、請求人は、請求期間を経過した理由について、本件書面において、要旨、「頭痛、肩、腰及び背中の痛みが続いている、文章を書くことや考えることが苦痛である。」と述べている。

しかしながら、請求人が主張する上記理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいひ難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

4 以上のとおり、本件再審査請求は不適法なものであつてその欠陥が補正することができないものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月24日